歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
別紙	別紙
歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱	歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱
1 目的 (略)	1 目的 (略)
2 補助対象 (略)	2 補助対象 (略)
3 補助対象外 (略)	3 補助対象外 (略)
4 事業内容 (1) 臨床研修事業 「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省 令の施行について」(<u>令和3年3月31日医政発0331第75号、以</u> 下「施行通知」という。) に基づく事業とする。	4 事業内容 (1) 臨床研修事業 「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省 令の施行について」(<u>平成17年6月28日医政発第0628012号</u>)に 基づく事業とする。
(2) 指導歯科医資質向上推進事業 「歯科教育モデル・コア・カリキュラム平成28年度改訂版」に より、超高齢社会への対応、多職種連携・多職種協働やチーム医療 を図るという観点から改訂された卒前教育の内容を指導歯科医に	(2) 指導歯科医資質向上推進事業 「歯科教育モデル・コア・カリキュラム平成28年度改訂版」に より、超高齢社会への対応、多職種連携・多職種協働やチーム医療 を図るという観点から改訂された卒前教育の内容を指導歯科医に

改正後

周知するための講習会を実施する。

なお、講習会を実施するにあたり、以下の要件をすべて満たすこと。

- ①指導歯科医講習会(「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科 医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日医政発 第0617001号)に則って開催されるもの)とは別に開催する こと。
- ②講習会の時間は2時間以上とすること。
- ③受講者は指導歯科医とし、他施設の指導歯科医を含むこと。
- ④受講者は延べ20人以上とすること。

(3) 在宅歯科医療等研修推進事業

施行通知に基づいて実施する研修内容のうち在宅歯科医療に関して、協力型<u>(I)</u>臨床研修施設等との連携体制の整備や指導歯科医の養成を推進し、在宅歯科医療の研修体制の強化を図るための体制整備を行う。

なお、以下の要件をすべて満たすこと。

- ①在宅歯科医療に関する研修を5日以上含む研修プログラムを有すること
- ②プログラム責任者とは別に、在宅歯科医療の研修に係る連絡調整を行う在宅歯科医療に関する研修の実施責任者を置くこと。
- ③当該プログラムの在宅歯科医療の研修に関わる指導歯科医 (協力型<u>(I)</u>臨床研修施設等の指導歯科医も含む。)及 びその他関係者が集まり、在宅歯科医療に関する研修の到

改正前

周知するための講習会を実施する。

なお、講習会を実施するにあたり、以下の要件をすべて満たすこと。

- ①指導歯科医講習会(「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科 医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日医政発 第0617001号)に則って開催されるもの)とは別に開催する こと。
- ②講習会の時間は2時間以上とすること。
- ③受講者は指導歯科医とし、他施設の指導歯科医を含むこと。
- ④受講者は延べ20人以上とすること。

(3) 在宅歯科医療等研修推進事業

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成17年6月28日医政発第0628012号)に基づいて実施する研修内容のうち在宅歯科医療に関して、協力型臨床研修施設等との連携体制の整備や指導歯科医の養成を推進し、在宅歯科医療の研修体制の強化を図るための体制整備を行う。

なお、以下の要件をすべて満たすこと。

- ①在宅歯科医療に関する研修を5日以上含む研修プログラムを有すること
- ②プログラム責任者とは別に、在宅歯科医療の研修に係る連絡調整を行う在宅歯科医療に関する研修の実施責任者を置くこと。
- ③当該プログラムの在宅歯科医療の研修に関わる指導歯科医 (協力型臨床研修施設等の指導歯科医も含む。)及びその 他関係者が集まり、在宅歯科医療に関する研修の到達目

改正後

達目標、指導内容及び評価方法等を検討・共有するための 会議等を年に2回以上開催すること。

5 申請の手続き

補助金の申請は、臨床研修施設群単位で所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設(原則として、単独型・管理型臨床研修施設)が手続きを行うこととする。

- (1)管理型臨床研修施設が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設が当該臨床研修施設群の補助対象施設(協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設)の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。
- (2) 同一の臨床研修施設群において、補助対象外の協力型<u>(I)</u>臨床研修施設<u>又は協力型(II)臨床研修施設</u>が参加している場合には、研修歯科医の受け入れの実態等(人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。

改正前

標、指導内容及び評価方法等を検討・共有するための会議等を年に2回以上開催すること。

5 申請の手続き

補助金の申請は、臨床研修施設群単位で所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設(原則として、単独型・管理型臨床研修施設)が手続きを行うこととする。

- (1)管理型臨床研修施設が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修施設が当該臨床研修施設群の補助対象施設 (協力型臨床研修施設)の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。
- (2) 同一の臨床研修施設群において、補助対象外の協力型臨床研修施設が参加している場合には、研修歯科医の受け入れの実態等 (人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。